

令和7年度予算案 1,296億円 (1,398億円)

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 1,174億円 (1,223億円)  
 <子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和7年度予算案 87億円 (143億円)  
 <こども政策推進事業費補助金(放課後関係)> 令和7年度予算案 25億円の内数 (22億円の内数)  
 <保育対策総合支援事業費補助金(放課後関係)> 令和7年度予算案 10億円の内数 (11億円の内数)

## 事業の目的

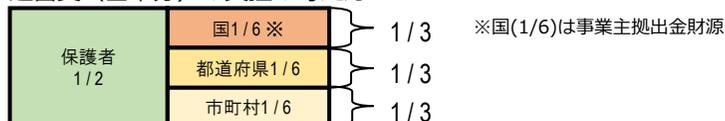
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

## 1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

### (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方



### (2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童クラブ支援事業

#### ①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

#### ②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

#### ③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### (4) 放課後児童支援員の処遇改善

#### ①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18半を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

### (5) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### (6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

### (7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

### (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

### (9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

### (10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合  
(高上げ前) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
(高上げ後) 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- 民立の場合  
(高上げ前) 国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3  
(高上げ後) 国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4  
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### こどもの居場所の確保

#### (1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

#### (2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

## 3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

### (1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

### 育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

#### (1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### (2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和7年度予算における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

### ① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

#### ○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）

#### ○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

### ② 長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合  
（見直し後）18時半を超えて開所する場合